

佐久市立中央図書館建替再整備検討委員会会議次第

日 時 令和5年1月17日(火)

午後1時30分～午後3時30分

(進行役 事務長)

場 所 中央図書館 2階 視聴覚室

【委嘱書交付式】 (教育長が委員席前へ移動して交付) 13:30～13:40 (10)

- 1 開 会 (事務長) 13:40 (1)
- 2 教育長あいさつ (教育長) 13:41～13:44 (3)
- 3 自己紹介 (委員 名簿の順番 → 職員の順) 13:45～13:55 (10)
- 4 委員の任務及び任期等の確認について . . . (係長) 13:56～13:59 (3)
- 5 会長及び副会長選出 . . . (事務長進行により互選してもらう) 14:00～14:10 (10)
(会長・副会長就任のあいさつ) 14:11～14:15 (4)
- 6 会議事項 (これより会長が議長となる)
 - (1) 中央図書館の現状について (事務長説明) 14:16～14:21 (5)
【資料2】 質疑応答 14:21～14:24 (3)
 - (2) 市民アンケート結果について (係長説明) 14:24～14:29 (5)
【追加資料3-2】 質疑応答 14:29～14:32 (3)
 - (3) ワークショップの結果について . . . (係長) 14:32～14:37 (5)
【追加資料4-2】 質疑応答 14:37～14:40 (3)
 - (4) 新図書館の在り方について (館長) 14:40～14:50 (10)
【追加資料2-2】 議論 14:50～15:25 (35)
 - (5) その他 15:25
- 7 閉 会 (事務長) 15:30

佐久市立中央図書館建替再整備検討委員会委員名簿

(任期 令和5年1月17日～基本計画策定の日)

(敬称省略・順不同)

| 氏 名 | 役 職・職業等 | 役職 |
|--------------------|--------------------------------|----|
| うえまつ さだお 植松 貞夫 | 日本図書館協会 理事長 筑波大学名誉教授(工学博士) | |
| もり いづみ 森 いづみ | 県立長野図書館長 前信州大学附属図書館副館長 | |
| もりた ひでゆき 森田 秀之 | (株)マナビノタネ代表取締役 日本建築学会会員 | |
| とよだ たかひろ 豊田 高広 | フルライトスペース株式会社 特別研究員 (元田原市図書館長) | |
| やなぎさわ たくじ 柳澤 拓道 | ワークテラス佐久 共同運営委員 | |
| こぎた じゅんこ 小木田 順子 | 幻冬舎新書編集長 | |
| しのはら ゆみこ 篠原 由美子 | 元松本大学松商短期大学部教授 元松本大学図書館長 | |

※下線部分について、一部修正しました。

1 佐久市立図書館について

(1) 施設概要

| | 所在地等 | 開設時期 | 延床面積 | 開館時間 |
|----------------|--|---------|--------------------------|--|
| 中央図書館 | 猿久保44番地1 電話 67-2111 F a x 67-7772 | 昭和54年4月 | 1, 640. 53m ² | 平日 9:30~18:30 土日祝日 9:30~18:00 |
| サングリモ 中込図書館 | 中込1丁目19番地2 電話 63-3793 F a x 63-3793 | 平成20年4月 | 244. 37m ² | 全日 10:00~18:00 |
| 臼田図書館 | 下小田切124番地1 (コスモホールと併設) 電話 82-3932 F a x 81-4413 | 平成 3年7月 | 620. 00m ² | 全日 9:30~18:00 |
| 浅科図書館 | 八幡229番地 (交流文化館浅科と併設) 電話 58-4321 F a x 58-3066 | 平成 4年6月 | 966. 7m ² | 全日 9:30~18:00 |
| 望月図書館 | 望月263番地 (望月支所2階) 電話 53-0230 F a x 53-0231 | 平成 7年8月 | 1, 243. 9m ² | 全日 9:30~18:00 |

○休館日(全館共通)

ア 毎週 月曜日

イ 毎月 最終火曜日

ウ 前項に掲げる日が休日に当たる場合は、その翌日以降のうち、休日に当たらない最初の日

エ 年末年始(12月29日~1月3日)

オ 特別整理期間 おおむね10日間

○草笛号の概要

巡 回

・旧佐久市内6コース、62ステーションを年間15回巡回

原則週2回(水・金)巡回

・臼田・浅科・望月地区内1コース、9ステーションを年間15回巡回

原則(木)巡回

運行開始

昭和47年10月

積載可能冊数

約2, 500冊

(2) 職員数 (令和4年4月1日現在)

(単位：人)

| 区分 | 中央 | 中込 | 白田 | 浅科 | 望月 | 計 |
|----------|----|-----|-----|-----|-----|----|
| 館長 | 1 | (1) | (1) | (1) | (1) | 1 |
| 正規職員 | 6 | 0 | 2 | 2 | 1 | 11 |
| 会計年度任用職員 | 15 | 4 | 4 | 4 | 5 | 32 |
| 合計 | 22 | 4 | 6 | 6 | 6 | 44 |

(3) 利用状況 (令和3年度実績)

| 図書館名 | 区分 | 入館者数 (人) | 有効登録者数 (人) | 貸出冊数 (冊) | 貸出人数 (人) |
|---------------|----|-------------|---------------|-------------|-------------|
| 中央 (草笛号含む) | 一般 | 153,695 | 32,678 | 167,765 | 50,313 |
| | 児童 | | 3,841 | 184,524 | 17,703 |
| | 団体 | | 257 | | 1,707 |
| | 合計 | | 36,776 | 352,289 | 69,723 |
| サングリモ中込 | 一般 | 11,984 | 1,269 | 23,046 | 7,000 |
| | 児童 | | 515 | 18,240 | 1,882 |
| | 団体 | | 12 | | 542 |
| | 合計 | | 1,796 | 41,286 | 9,424 |
| 白田 | 一般 | 23,931 | 6,157 | 39,042 | 11,643 |
| | 児童 | | 713 | 46,235 | 3,323 |
| | 団体 | | 65 | | 584 |
| | 合計 | | 6,935 | 85,277 | 15,550 |
| 浅科 | 一般 | 24,127 | 4,145 | 35,815 | 9,446 |
| | 児童 | | 632 | 35,354 | 3,198 |
| | 団体 | | 47 | | 387 |
| | 合計 | | 4,824 | 71,169 | 13,031 |
| 望月 | 一般 | 18,478 | 3,939 | 27,892 | 7,806 |
| | 児童 | | 527 | 20,648 | 2,631 |
| | 団体 | | 49 | | 485 |
| | 合計 | | 4,515 | 48,540 | 10,922 |
| 5館合計 | 一般 | 232,215 | 48,188 | 293,560 | 86,208 |
| | 児童 | | 6,228 | 305,001 | 28,737 |
| | 団体 | | 430 | | 3,705 |
| | 合計 | | 54,846 | 598,561 | 118,650 |

2 中央図書館建替再整備事業の計画的位置づけ

「第二次佐久市総合計画 後期基本計画（平成29年度～令和8年度）」は、市の施策展開における最上位の計画となるものです。また、この計画に基づき「第二次佐久市実施計画」「佐久市公共施設等総合管理計画」「個別施設計画」等は策定しています。

(1) 第二次佐久市総合計画 後期基本計画（令和4年度～令和8年度） 【抜粋】

第一章 生涯にわたり学び、生きる力を育むまちづくり ⇒

第2節 主体的、創造的な学びと文化の熟成 ⇒

6 生涯学習 後期基本計画の主な取組 ⇒ (3) 図書館サービスの充実

●他の施設との複合化も視野に入れ、中央図書館の再整備を進めます。

(2) 第二次佐久市総合計画 実施計画（令和5年度～令和7年度） 【抜粋】

1 生涯にわたり学び、生きる力を育むまちづくり (単位：千円)

| | | | | | |
|----|------------|-----------------------------|------|-------|-------|
| | | 中央図書館の老朽化に伴う | R5 | R6 | R7 |
| 26 | 中央図書館再整備事業 | 建替え再整備についての検討 ・検討委員会開催経費 | → | | |
| | | | 事業費： | 300 | |

2 個別施設計画について（R4年3月策定）

(1) 佐久市公共施設等総合管理計画に基づく図書館 個別施設計画 【抜粋】

（「佐久市公共施設等総合管理計画」を着実に推進するための行動計画としての位置付け。）

ア 検討結果

| 施設名 | 基本方針 | 具体的な対策内容 | 延床面積 (㎡) | |
|----------------------|-------|---|----------|-----------------|
| | | | 現状値 | 見込値 |
| 中央図書館 築42年 RC造 | 建替再整備 | 躯体の劣化が顕著なことから、法定耐用年数47年を経過する令和8年度までを目途に、施設の建替えを行う。また、他の施設との複合化も視野に入れ検討する。 | 1,669.88 | 1,669.88 + α |

3 中央図書館建替再整備における具体的な作業

(1) 「佐久市立中央図書館」建替再整備に関する市民アンケート調査

- ア 実施日 令和4年6月1日～6月30日
- イ 調査対象 市内在住の15歳以上1,000人
- ウ 調査方法 郵送による
- エ 有効回収数 477人、回収率47.7%

(2) 佐久市立中央図書館建替再整備ワークショップ

- ア 参加人数 延べ96人
 - イ 開催日及びテーマ
 - (ア) 令和4年 9月25日 (日) テーマ：中央図書館の課題について考えよう
 - (イ) 令和4年10月16日 (日) テーマ：新たな中央図書館の機能について考えよう
 - (ウ) 令和4年11月27日 (日) テーマ：複合施設の機能について考えよう
 - (エ) 令和4年12月18日 (日) テーマ：新たな図書館についてのまとめ
- ※ 建替え場所については、駒場公園内での建替え、現地建替えの2案を考えているが、現在、創造館について県が調整を進めていることから、本ワークショップでは、建替え場所以外の図書館機能と複合化を中心に、充実させるべき機能、新たなサービスの可能性、相乗効果などについて話し合いを行っている。

(3) 佐久市立中央図書館建替再整備検討委員会

本検討委員会では、様々な分野の専門家から幅広く意見を聴取することを目的に、図書館等の建設及び運営に関する識見者、学識経験者を依頼。

R5年1月に第1回目の会議を予定しているが、基本構想・基本計画の策定完了まで、定期的を開催していく予定。

現在、図書館職員が考えている理念・コンセプト等の素案

知識と情報がますます重要となる現代の「知識基盤社会」※¹において、図書館は、市民が生涯を通じ健康で生きがいのある人生を過ごし自己実現をはかれるようにするため、時代変化と技術革新が進む中で多様化する利用者ニーズに応えることが求められています。

また、図書館は、従来の「単に本を借りる場」から、「様々な情報や学習機会を提供する生涯学習の場」として重要な役割を果たすことが期待されています。

このことから、多様化する市民ニーズに応じた図書館資料の収集と提供を進め、多様な学習機会の提供に努めることが重要であることから、図書館の理念を「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」とします。

また、必要な情報や学習機会、新たな興味が**みつき**り、学習や自己実現をはかることで人が**そだ**ち、人と人が交流することで、人の輪、知識、人生観など新たな世界が**ひろ**がる図書館を目指して、「**みつける そだてる ひろがる 図書館**」をコンセプトとして掲げます。

目指す姿として、以下6本の指針を掲げ建替再整備を実施することを考えています。

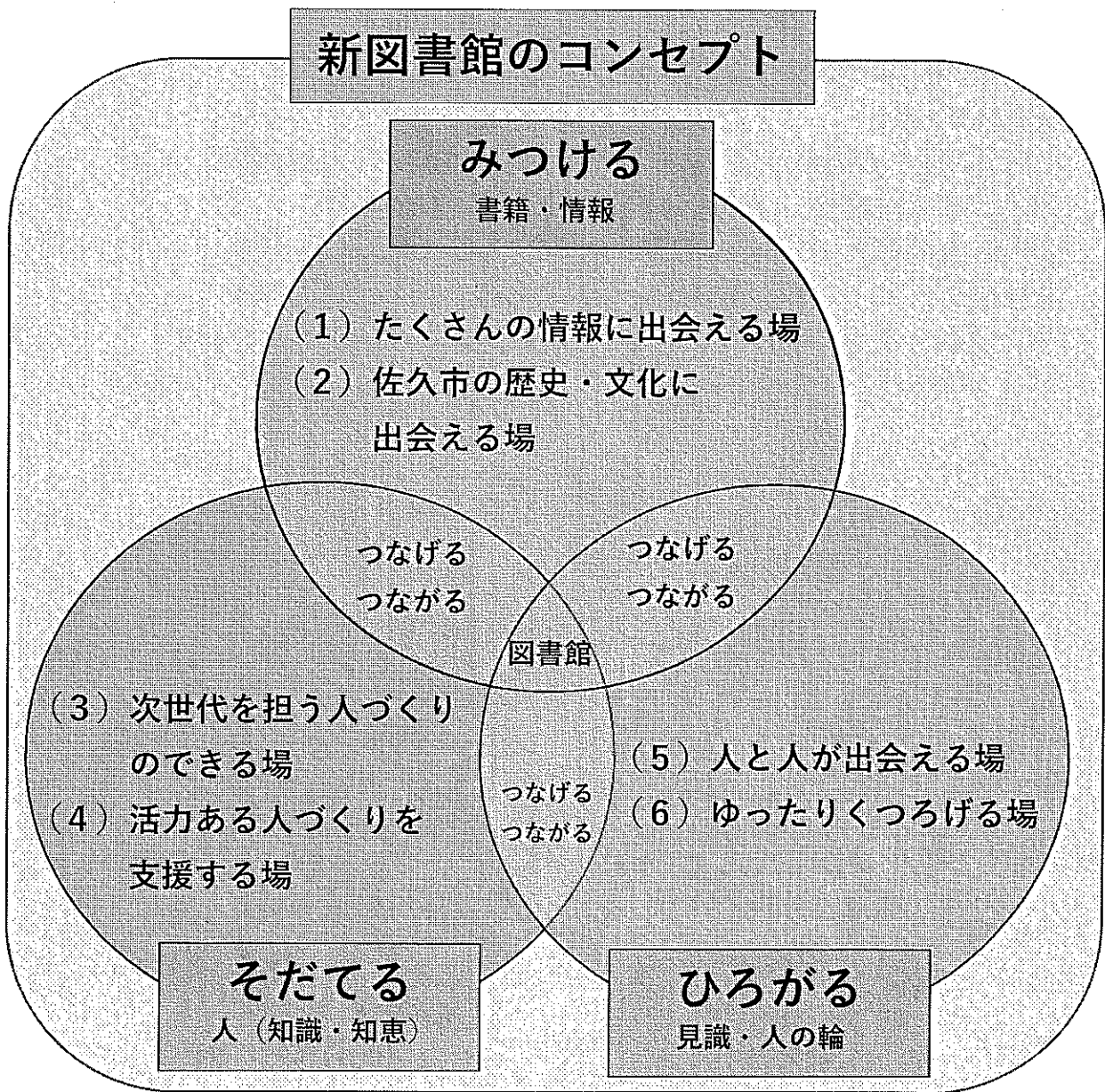
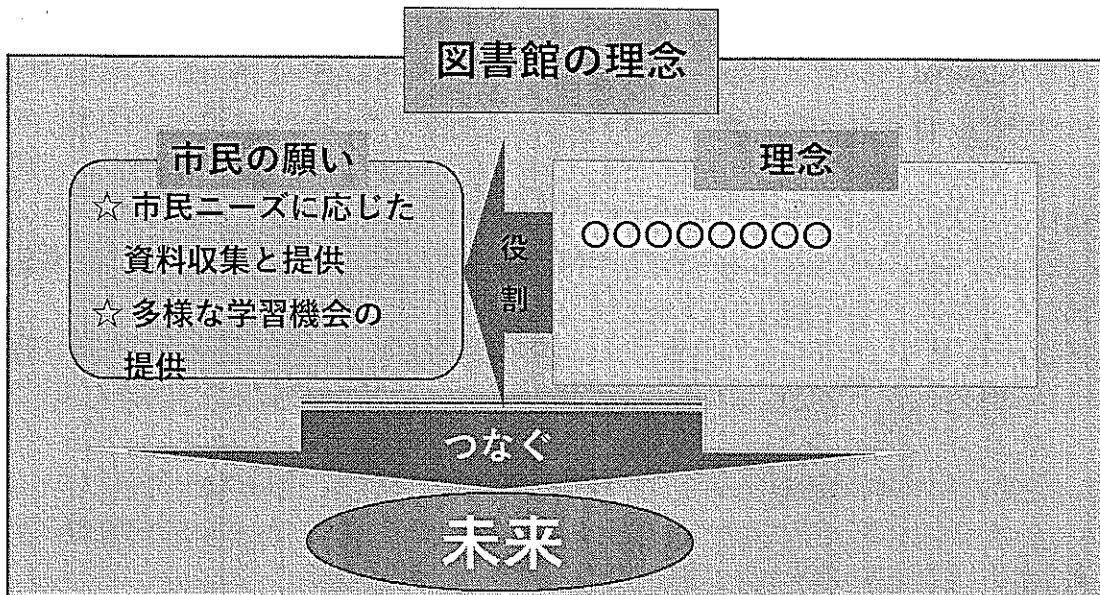
※1 知識基盤社会：新しい地域・情報・技術が、政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性をました社会のこと。

【6本の目指す姿】

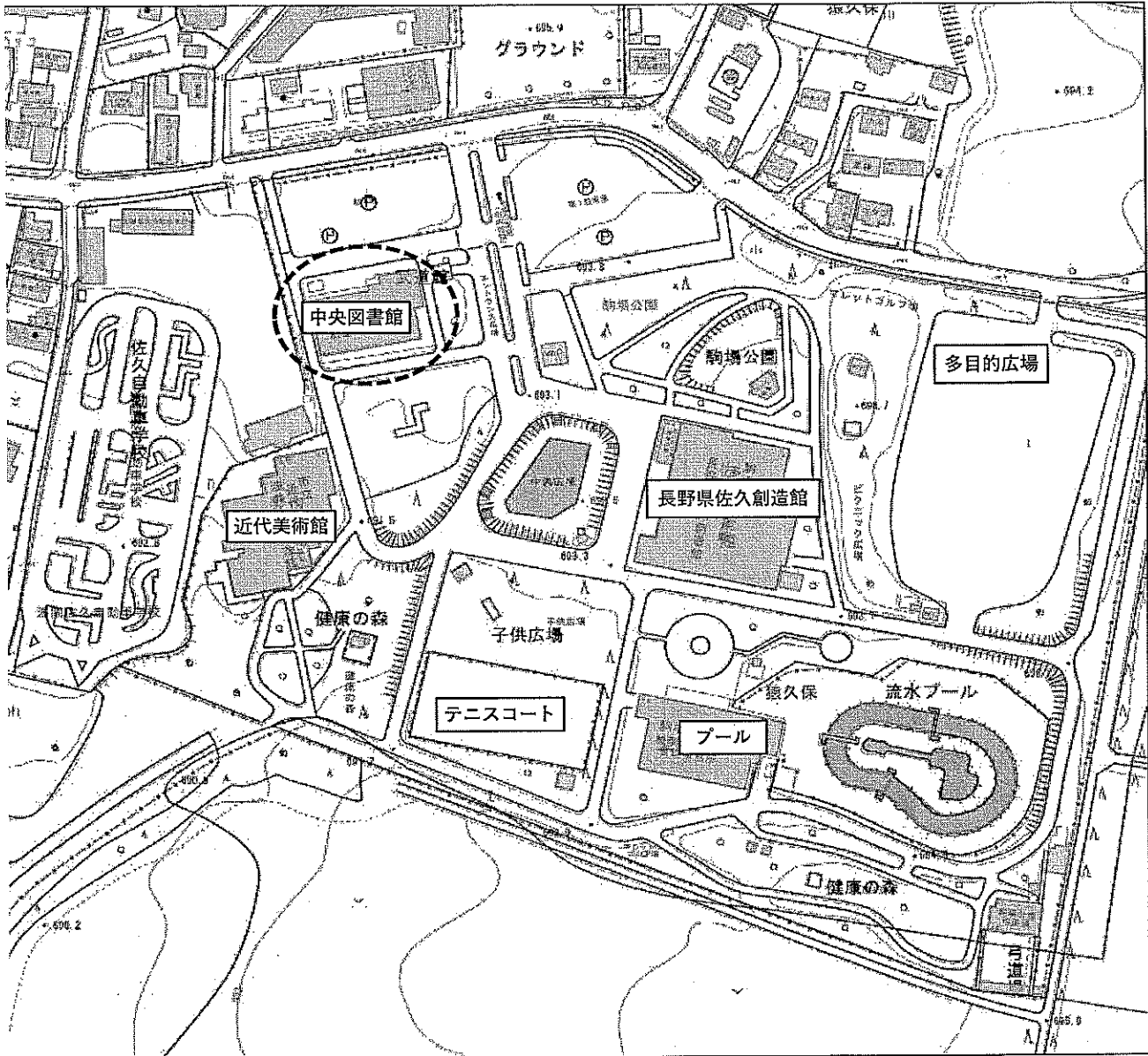
- | | |
|---------------------|---------------------|
| (1) たくさんの情報に出会える場 | (情報センターとしての機能等) |
| (2) 佐久市の歴史・文化に出会える場 | (郷土資料の充実等) |
| (3) 次世代を担う人づくりのできる場 | (子どもたちへの読書推進等) |
| (4) 活力ある人づくりを支援する場 | (ビジネス支援、地域支援等) |
| (5) 人と人が出会える場 | (イベントスペースや会話可能な場) |
| (6) ゆったりくつろげる場 | (館内環境、ユニバーサルデザイン化等) |

理念(案)

「知識・情報を市民の共有財産として未来へつなぐ」



佐久市立中央図書館 配置図



■ 建物の概要

建設年度 1979年（S54年）、新館1997年（H9年）、当初建築から43年が経過

敷地面積 7,488㎡

延床面積 1,670㎡（内、30㎡は車庫部分）

構造 RC造2階建

新施設の機能と特徴について

(1) たくさんの情報に出会える場 (情報センターとしての機能等)

人と情報が集まり、知りたい・学びたいという気持ちが充足でき、様々な可能性が生まれる情報拠点となる場を目指します。

市政や地域情報の充実を図るとともに、様々な情報が集まる仕組みづくりをすることで、市民ニーズに応えることのできるサービスシステムを構築します。

○ソフト面

○ハード面

(2) 佐久市の歴史・文化に出会える場 (郷土資料の充実等)

地域の歴史・文化情報を誰もが利用できる開かれた図書館を目指します。

地域を知りたいという利用者ニーズに応えられるよう、地域資料の充実を図り、ニーズに応じた情報提供を可能にすることで、佐久市の歴史・文化に出会える場を構築します。

○ソフト面

○ハード面

(3) 次世代を担う人づくりのできる場 (子どもたちへの読書推進等)

本を通じて子どもの知的好奇心を喚起し、社会への関心や夢を持たせることのできる図書館を目指します。

学ぶこと、遊ぶことのできる利用しやすい環境を構築するとともに、読書をすすめる大人の活動も高まるようボランティア活動の支援を行います。

○ソフト面

○ハード面

(4) 活力ある人づくりを支援する場 (ビジネス支援、地域支援等)

利用者の趣味や教養を高めるとともに、ビジネス支援や地域支援のできる図書館を目指します。

様々な分野の情報収集と情報発信を行い、利用者の生涯にわたる充実した生活と自己実現の達成の支援となる場所を構築します。

○ソフト面

○ハード面

(5) 人と人が出会える場 (イベントスペースや会話可能な場)

人と人が出会い交流することで、発展する情報センターとともに利用者の憩いの場 (オアシス) を目指します。

情報が媒体となり、人・グループ同志が語り、互いに刺激し合い、時には癒しとなる場所を構築します。

○ソフト面

○ハード面

(6) ゆったりくつろげる場 (館内環境、ユニバーサルデザイン化等)

「できるだけ多くの人を使いやすいように、製品や建物、環境をデザインする。」というユニバーサルデザインの考え方と、「楽しく、居心地よく過ごせる、学習できる空間」という考え方を満たした場を目指します。

誰もが気軽に利用しやすい設備を設けた場、賑やかさと静けさが共存した「利用者のいばしよ」になる空間を構築します。

○ソフト面

○ハード面

■市民アンケート調査結果（主な意見）

○ 現在の図書館について

- ・「広さ」については、「少し狭い」
- ・「利用状況」については、「過去に数回利用」「年に数回利用」
- ・「滞在時間」については、「30分程度」「1時間程度」
- ・「利用目的」は、「本を借りる」「調べものをする」

○ 充実させてほしいスペース・サービス・図書分野

- ・ゆっくり読書、のんびり休憩できるスペース
- ・図書館資料の充実
- ・インターネット利用による情報サービス
- ・文学・絵本・児童本の充実

○ 図書館にあれば良いもの

- ・飲食の場
- ・郷土・文化・芸術の保存公開の場
- ・市民交流の場

○ その他自由記載

- ・紙媒体は重要である
- ・次世代、子どもたちを考えた図書館
- ・建替賛成
- ・多目的、誰でも使える場

※ 公立図書館は高齢者の利用が高い傾向にあるが、中央図書館では30～40代の利用が高い。

Ⅱ 調査結果

追加資料(資料3-2)

問5 現在の中央図書館の広さについてどう思いますか

| | (人) | (%) |
|---------|-----|------|
| ・狭い | 72 | 15.1 |
| ・少し狭い | 140 | 29.4 |
| ・ちょうどよい | 99 | 20.8 |
| ・少し広い | 4 | 0.8 |
| ・広い | 4 | 0.8 |
| ・わからない | 150 | 31.4 |
| ・不明 | 8 | 1.7 |

【考察】

図書館をほとんど利用していない調査対象者が約6割含まれるが、「少し狭い」と感じている市民が1/3を占めているため、各コーナーの拡大が必要と考えられる。

問6 あなたは中央図書館を1年間にどの程度利用していますか

| | (人) | (%) |
|--------------|-----|------|
| ・週に3回以上 | - | - |
| ・週に1、2回程度 | 2 | 0.4 |
| ・2週間に1回程度 | 35 | 7.3 |
| ・月に1回程度 | 41 | 8.6 |
| ・年に数回程度 | 99 | 20.8 |
| ・過去に数回利用しただけ | 145 | 30.4 |
| ・利用していない | 154 | 32.3 |
| ・不明 | 1 | 0.2 |

【考察】

図書館をほとんど利用していない調査対象者が約6割含まれる。より多くの市民に利用してもらうための取り組みが求められる。

問7 中央図書館を利用している方にお聞きします。
図書館での滞在時間は(利用時間)はどのくらいですか

| | (人) | (%) |
|----------|-----|------|
| ・30分程度 | 116 | 36.0 |
| ・1時間程度 | 91 | 28.3 |
| ・1～2時間程度 | 28 | 8.7 |
| ・半日程度 | 7 | 2.2 |
| ・半日以上 | 4 | 1.2 |
| ・その日による | 52 | 16.1 |
| ・不明 | 24 | 7.5 |

【考察】

30分～1時間程度の利用者が多い。長時間利用し易い館内環境等を考慮した新図書館の建設について考慮する必要があると思われる。

問8 中央図書館を利用している方にお聞きします。あなたは中央図書館をどのように利用していますか
(複数回答可)

| | (人) | (%) |
|-------------------|-----|------|
| ・本を借りる・返す | 215 | 66.8 |
| ・館内で調べものをする | 74 | 23.0 |
| ・館内で読書する | 59 | 18.3 |
| ・館内の新聞・雑誌を読む | 46 | 14.3 |
| ・勉強場所として使う | 41 | 12.7 |
| ・子どもに読み聞かせをする | 13 | 4.0 |
| ・図書館の主催する講座等へ参加する | 5 | 1.6 |
| ・その他 | 7 | 2.2 |
| ・不明 | 27 | 8.4 |

【考察】

本を借りる・返すといった従来の図書館機能による利用者が多い。現代の図書館に求められる「居場所」「くつろげる環境」整備に配慮する必要があると思われる。

問9 新しい中央図書館に充実させてほしいスペース等 (複数回答可)

| | (人) | (%) |
|----------------------|-----|------|
| ・ゆっくり読書できるスペース | 293 | 61.4 |
| ・のんびり休憩のできるスペース | 187 | 39.2 |
| ・集中して勉強できるスペース | 166 | 34.8 |
| ・持込タブレット等利用可能スペース | 145 | 30.4 |
| ・乳幼児に対応したスペース | 119 | 24.9 |
| ・CD・DVDが視聴できるスペース | 80 | 16.8 |
| ・イベント・集会等のできる多目的スペース | 72 | 15.1 |
| ・その他 | 40 | 8.4 |
| ・不明 | 27 | 5.7 |

【考察】

ゆっくり読書する、のんびり休憩するといった、広くゆったりとした場、落ち着いた個人的な利用が望んでいる。またタブレット利用スペースの拡大など、従来の図書館機能から現代の図書館機能が求められている。

問10 新しい中央図書館に充実させてほしいサービス (複数回答可)

| | (人) | (%) |
|---------------------|-----|------|
| ・図書・新聞・雑誌 | 271 | 56.8 |
| ・中古本・不要本の回収サービス | 184 | 38.6 |
| ・インターネット利用による情報サービス | 147 | 30.8 |
| ・郷土資料 | 93 | 19.5 |
| ・健康医療情報サービス | 76 | 15.9 |
| ・CD・DVD等の資料 | 75 | 15.7 |
| ・障がい者へのサービス | 74 | 15.5 |
| ・レファレンス・レフェラルサービス | 72 | 15.1 |
| ・読み聞かせの会等のサービス | 71 | 14.9 |
| ・講演会・展示会等の開催 | 65 | 13.6 |
| ・移動図書館サービス | 42 | 8.8 |
| ・情報格差解消のための学習サービス | 37 | 7.8 |
| ・その他 | 54 | 11.3 |
| ・不明 | 18 | 3.8 |

【考察】

図書・新聞・雑誌の充実は、図書館本来の機能であるが、中古本の回収や、インターネット利用等のサービス拡大が求められている。また、各種サービスの拡大が求められている。

問11 新しい中央図書館に充実させてほしい図書分野 (複数回答可)

| | (人) | (%) |
|---------|-----|------|
| ・文学 | 178 | 37.3 |
| ・絵本 | 149 | 31.2 |
| ・児童本 | 140 | 29.4 |
| ・文化・芸術 | 131 | 27.5 |
| ・自然科学 | 115 | 24.1 |
| ・哲学・歴史 | 111 | 23.3 |
| ・技術・産業 | 86 | 18.0 |
| ・マンガ | 76 | 15.9 |
| ・ライトノベル | 66 | 13.8 |
| ・社会科学 | 63 | 13.2 |
| ・言語 | 54 | 11.3 |
| ・その他 | 74 | 15.5 |
| ・不明 | 47 | 9.9 |

【考察】

今後の購入本の選書において参考とする。

問12 新しい中央図書館にあれば良いと思うものは何ですか (複数回答可)

| | (人) | (%) |
|---------------------|-----|------|
| ・飲食等の場 | 228 | 47.8 |
| ・郷土・文化・芸術資料の保存・公開の場 | 143 | 30.0 |
| ・市民の交流の場 | 127 | 26.6 |
| ・学習・趣味等の発表の場 | 102 | 21.4 |
| ・市民の相談の場(教育・職業等) | 80 | 16.8 |
| ・その他 | 40 | 8.4 |
| ・不明 | 55 | 11.5 |

【考察】

飲食等の場、市民交流の場など、現代の図書館としての新たな空間や、郷土・文化・芸術資料の保存・公開が求められていることから、図書館スペースの拡大が必要と考えられる。

問13 インターネット、SNS等の普及により社会が大きく変化の中で、中央図書館の建替再整備について、お考えをお聞かせください。

賛成等 次世代、高齢者に
子どもを 使いやすい
考えた図 図書
書館 館

現在より 安心、落
小さい図 ち着
書館 着
空間

都会的な 情報発信 現在より、 サービス 建替場所 紙媒体は 他市の図 現在、
図書館 機能充実 更なる工 内容を充 等を検討 重要であ 普館を利 他市の図 コスト面を
える 夫を 実 すべき 用するこ 庫にすべ 反対等
が多い

316

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|---|----|----|---|---|----|----|----|----|---|----|---|
| 34 | 35 | 16 | 16 | 7 | 43 | 34 | 2 | 1 | 34 | 15 | 11 | 45 | 4 | 14 | 5 |
|----|----|----|----|---|----|----|---|---|----|----|----|----|---|----|---|

問13



- ・ 有効回収数477人の内、42.3% (202人) が、何らかの記載をしており、図書館への関心の高さがうかがえる。
- ・ 各設問内容と重複する意見も多く記載されているが、次世代を担う子どもたちの利用、安心して心地よく利用できる空間、全ての世代が様々な活用をすることのできる多目的利用を希望する意見が多い。
- ・ デジタル化の進む社会の中で紙媒体を不要とする意見も少数あるものの、全体では、デジタル化にかかわるサービスを求めると同時に従来からの紙媒体による読書の必要性や重要性をうったえる意見が多い。
- ・ デジタル化や人口減少に伴う利用者の減少などに伴い施設を縮小すべき意見も少数あるものの、複合化によるコスト削減の賛成意見、また、建替えに対する賛成意見が多かった。

【考察】

デジタル化によるサービス形態の変化や、各地で注目される図書館の影響もあり、新たなサービス、利用のしやすさ、立ち寄りやすさなどを求める意見が多く、具体的な内容は少ないものの、サービスへの更なる工夫や施設の構造などへの期待がうかがわれる。

資料 4

第1回佐久市立中央図書館建替整備ワークショップ開催報告書

1 開催概要

日 時：令和4年9月25日（日）13：00～15：30

場 所：中央図書館 視聴覚室

参加者：17名

内 容：（1）新市立図書館建設に関する経緯と佐久市公共施設総合管理に基づく図書館個別施設計画の概要及び佐久市立図書館の運営方針と事業内容を説明。

（2）4グループに分かれてグループワーク

現市立図書館の良い点、改善してほしい点、今後希望する点などについて意見を出し合った。

2 出された意見のまとめ

館内スペースについては、「話し声を気にすることなく交流できる場」、「くつろげる場、安らげる場」、「学習や調べ事などを集中して作業できる場」が必要といった意見が寄せられ、様々なニーズに対応するスペースが求められている。

ソフト面では、図書館からの情報発信について、周知に不足を感じている意見が複数あり、周知方法の検討が必要である。

その他、レファレンスについても充実した対応が求められている。

なお、ワークショップで出された意見は、「3 意見一覧」のとおり。

3 意見一覧

| 大分類 | 小分類 | 意見 |
|------|-------|--|
| 雰囲気 | | <ul style="list-style-type: none"> ・建物だけで足を運びたくなるような図書館を ・居心地が悪い、滞在時間が短くなる |
| 設備 | 駐車場 | <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場が狭い ・駐車場から来づらい ・図書館まで近くて便利 |
| | 入口 | <ul style="list-style-type: none"> ・暗くではじめて利用する方が入りにくい ・入口が狭くて通りにくい (2) |
| | 案内表示 | <ul style="list-style-type: none"> ・館内マップの掲示 |
| | 通路 | <ul style="list-style-type: none"> ・通路が狭い |
| | 照明 | <ul style="list-style-type: none"> ・部屋がやや暗い |
| | トイレ | <ul style="list-style-type: none"> ・トイレが狭くて使いにくい (2) |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・ウイルス対策されたトイレ ・明るいトイレ希望 ・トイレの改修 |
| | カウンター | <ul style="list-style-type: none"> ・レファレンスサービスカウンターがない、表示もない |
| | 書架 | <ul style="list-style-type: none"> ・書架と書架の間が狭い (4) ・書架が高い (2) |
| | 表示 | <ul style="list-style-type: none"> ・天井から分類案内を下げられないか |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ベビーカーで入れたら良い。 |
| 本の配置 | | <ul style="list-style-type: none"> ・棚の表示と分類記号があっていない箇所がある ・本が探しにくい (6) ・本の分け方が分からない ・書架がギチギチで本が取りにくい (2) ・書架の本がいっぱい本の上に横にして置かれていて本を取り出しにくい ・探求学習などのコーナーを別置 |

| 大分類 | 小分類 | 意見 |
|------|---|--|
| スペース | 活用方法 | ・2階自習コーナー、新刊コーナーの場所と有効活用されているか |
| | 閲覧 | ・最近、雑誌コーナーの配置変更をしたがとても良い。 ・新聞閲覧立台 |
| | 高齢者、障害者に配慮 | ・大活字本・視覚障害者・高齢者のスペース ・車椅子の方などに配慮が足りない |
| | 子どもへの配慮 | ・子どものスペース (2) ・絵本や児童書を親子で楽しんで、ゆっくりできる (2) ・子どもと読書 (読み聞かせなど) したいが大人のスペースが近い ・お話会も含め、児童書や子どもたちのための特定のゆったりとしたスペースが少ない ・おむつ替えコーナー ・授乳コーナー |
| | 読書環境 | ・ゆっくり読書できるスペース (7) ・ちょっと本を読むコーナーが欲しい |
| | 作業環境 | ・市民が気軽に入って使えるスペースがあるといい |
| | Wi-Fi 環境 | ・Wi-Fi 導入 |
| | 学習 | ・子どもたちの学習スペースが不十分 |
| | 憩い | ・ゆっくりできる場所が欲しい |
| | 飲食 | ・飲食できる場所がない ・カフェスペースがない |
| 交流 | ・様々な話し合いをするスペース (ホール) がない ・イベントをする場所が不十分 ・気をつかわずに話しができるスペース (2) | |
| 展示 | ・展示スペースが少ない | |

| 大分類 | 小分類 | 意見 |
|-------|--------|---|
| レイアウト | | <ul style="list-style-type: none"> ・大人と子どものエリア区分の仕方 ・現状レイアウトは使いにくい |
| 備品 | カート | <ul style="list-style-type: none"> ・本をまとめて運ぶカートがガタガタ |
| 交通 | | <ul style="list-style-type: none"> ・図書館へのバス廃止など交通の便 |
| 建設地 | | <ul style="list-style-type: none"> ・立地が悪い。駅の近くとか |
| 所蔵 | | <ul style="list-style-type: none"> ・蔵書数が少ない ・郷土コーナーが古い ・中央図書館へ行けばすべての資料にあたるように ・市内で研究された資料が収集されていない ・絵本中心 ・情報が古い ・本が古い。(2) |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・古い絵本の買い替え ・新着本に新書が少ないと感じる ・旅行、ガイドブック系は新しいものが欲しい |
| | 保存 | <ul style="list-style-type: none"> ・書籍の廃棄処分について、廃棄その物が妥当なのか ・デジタルアーカイブ |
| | 選書 | <ul style="list-style-type: none"> ・選書基準 |
| | データベース | <ul style="list-style-type: none"> ・有料データベースをさらに充実 |
| | 雑誌 | <ul style="list-style-type: none"> ・月刊誌、週刊誌が少ない ・雑誌の種類を選書 ・雑誌が減ったのが悲しい |
| 展示 | | <ul style="list-style-type: none"> ・テーマ別本の展示の仕方 ・新刊本や話題の本を紹介するコーナーの工夫 ・本の紹介コーナーが少ない ・最近、特集コーナーに工夫あり ・佐久市に関する資料をもっと紹介 |

| 大分類 | 小分類 | 意見 |
|------|-------------|---|
| 資料検索 | | <ul style="list-style-type: none"> ・読みたい本を探す方法が分かりにくい ・スマホで在庫を調べられるか ・検索機も使いにくい ・上田のエコールシステムのように近隣市町村の図書館と連携について模索を。 ・ワンクリックで近隣図書館を横断検索したい |
| サービス | リクエスト | <ul style="list-style-type: none"> ・新刊の購入方法を多くの人が知っているか |
| | 貸出 | <ul style="list-style-type: none"> ・他館の本も借りたり返したりできて便利（2） ・職員がたくさんいて待つことが少なくて良い。 ・自動貸出サービスの設備（小諸導入済） |
| | レファレンス・各種支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・ビジネス支援（2） ・医療情報支援 ・就業支援 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・レファレンスサービスの充実、ゆっくり相談できる人がいると良い ・レファレンスをもっと充実（2件） ・調べ学習の場づくり、支援できるスタッフ |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・読書サービスに重点が置かれているが、他のサービスもある |
| 接遇 | | <ul style="list-style-type: none"> ・プラスアルファの対応が欲しい ・声をかけやすい雰囲気を ・敷居が高い ・録音図書の貸出手続きをカウンターの職員全員に理解してほしい |

| 大分類 | 小分類 | 意見 |
|------|--------|--|
| イベント | | <ul style="list-style-type: none"> ・市民のニーズに合ったイベント ・情報検索の講座 ・イベントが少ない ・イベントに魅力がない ・近隣在住の絵本作家の講演会等がもう少しあっても良い ・読み聞かせなど、読書サービスは充実している |
| 広報 | | <ul style="list-style-type: none"> ・音訳図書の紹介、周知、広報の不足 (2) ・図書館ごとの特色と発信 ・検索方法の発信 ・広報的なものが伝わってこない ・メリハリのある広報を ・各案内が来館者に見えにくい (2) |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・知られていないコーナーがある (2) ・知られていない部屋がある ・大活字本の便利なサービスが知られていない ・図書のサービスについて市民に広報することが必要 ・図書館は本の貸出、返却する所と思っている方がとても多い ・情報発信力 ・情報が集まる場所という認識が市民にも少ないと感じる ・資料センター、佐久の歴史・自然・暮らしなどの資料の収集、管理、保存と情報提供が不十分 |
| | ホームページ | <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページもっと充実してほしい |
| 開館時間 | | <ul style="list-style-type: none"> ・仕事の後で利用したい |

| 大分類 | 小分類 | 意見 |
|---------|---------|--------------------------------------|
| その他 | | ・ 図書館の機能として何が重要か明確にできているか |
| | | ・ 近隣市町村との連携 |
| | | ・ 小中学校図書館との十分な連携 (2) |
| | | ・ 市議会図書館の不十分さを補う機能を果たしているか |
| | | ・ 問題解決型図書館となっているか |
| | | ・ 図書購入費の統計、共有 |
| | | ・ 蔵書数と利用者数の共有 |
| | 電子書籍 | ・ 電子ブックの活用が出来ているか |
| | | ・ 電子書籍による利用者離れ |
| | | ・ 電子書籍 |
| | 市民アンケート | ・ 利用者にアンケートを取ってほしかった (利用しない層 の回答が6割) |
| | 利用者層 | ・ 若い人の利用が少ない ・ 児童・生徒に活用されるよう利用促進 |
| | | ・ 利用者のマナーが悪いのが残念 (本を大切に扱ってほしい) |
| 他施設との連携 | | ・ 飲食ができてくつろげる1日中いられるスペースであってほしい |
| | | ・ スーパーと一緒に |
| | | ・ 創造館 |
| | | ・ 地域公民館 |

() の数字は同意見の数

追加資料(資料4-2)

佐久市立中央図書館建替再整備ワークショップについて (概要)

1 概要

日時：令和4年9月25日(日)～12月18日(日) 計4回

場所：中央図書館 視聴覚室

参加者：延96名

2 開催内容

(1) 第1回

ア テーマ 「中央図書館の課題について考えよう」

4グループに分かれてグループワークを行い、現市立図書館の良い点、改善してほしい点、今後希望する点などについて意見を出し合った。

イ 考察

「照明、トイレ等の設備面の老朽化」、「入口、通路、読書、学習室等の各スペースが狭い」、「交流の場、展示室、様々なニーズに対応したスペースの不足」、「図書館からの情報発信、レファレンス機能の充実」、「ビジネス支援や地域の課題解決支援」などの課題がある。

(2) 第2回

ア テーマ 「新たな中央図書館の機能について考えよう」

第1回の結果や先進事例を踏まえ、グループワークを行い施設に備えたい機能について意見交換。

イ 考察

「バリアフリー、授乳スペース、多目的トイレ等」、「会話可能な場所、カフェ、イベントスペース等」、「学習室、子どもスペース等、全てのスペースの拡大が必要」、「DVD視聴室、インターネット利用による情報」といった機能が求められている。

(3) 第3回

ア テーマ 「複合施設の機能について考えよう」

先進事例を踏まえ、複合施設として備えたい機能について意見交換。

イ 考察

「会議室、トイレ等を共有することにより管理費の削減可能」、「美術館、文書館、郷土資料館、創造館、飲食、カフェ、商業」、「施設、郵便局、行政機関(住民票、子育て)」、「本・古本屋、イベントホール、アニメとのコラボ等」といった機能が求められている。

(4) 第4回

ア テーマ 「新たな中央図書館についてのまとめ」

今までのワークショップを経て、どのような新中央図書館を望んでいるか各班ごとに考えをまとめた。

イ 考察

「ゆったりくつろげるスペース」、「必要な情報を利用者が収集・活用できる場」、「子どもスペースの充実」、「図書館のミニ講座や、利用者が学んだことを発表、交流等できる多目的室」、「美術館や資料館等、文化的な施設との複合化」といったことが望まれている。

○佐久市立図書館条例

平成17年4月1日条例第205号

改正

平成19年9月28日条例第33号

平成24年3月28日条例第2号

平成24年12月21日条例第38号

佐久市立図書館条例

(設置)

第1条 図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、図書館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|-----------|---------------|
| 佐久市立中央図書館 | 佐久市猿久保44番地1 |
| 佐久市立白田図書館 | 佐久市下小田切124番地1 |
| 佐久市立浅科図書館 | 佐久市八幡229番地 |
| 佐久市立望月図書館 | 佐久市望月263番地 |

2 佐久市立中央図書館に次の分館を置く。

| 名称 | 位置 |
|------------|---------------|
| サングリモ中込図書館 | 佐久市中込1丁目19番地2 |

(入館の制限)

第3条 佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、図書館（分館を含む。以下同じ。）への入館若しくは図書館の利用を拒否し、又は図書館からの退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 図書館の管理上支障があると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その利用を不相当と認めるとき。

(損害賠償の義務)

第4条 図書館の施設、設備、備品、資料等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(図書館協議会)

第5条 法第14条第1項の規定に基づき、佐久市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する。
- 3 協議会は、委員10人以内をもって組織する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年9月28日条例第33号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月28日条例第2号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。（後略）
（佐久市立図書館条例の一部改正に伴う経過措置）
- 4 この条例の施行の際現に第5条の規定による改正前の佐久市立図書館条例第5条の規定により任命された図書館協議会の委員は、第5条の規定による改正後の佐久市立図書館条例第5条第2項の規定により任命された図書館協議会の委員とみなす。

附 則（平成24年12月21日条例第38号）

この条例は、平成25年3月10日から施行する。

○佐久市立図書館条例施行規則

平成17年4月1日教育委員会規則第27号

改正

平成19年9月28日教委規則第4号
平成22年2月26日教委規則第1号
平成22年11月12日教委規則第11号
平成25年11月25日教委規則第4号
平成27年3月24日教委規則第5号
令和元年12月20日教委規則第5号

佐久市立図書館条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、佐久市立図書館条例（平成17年佐久市条例第205号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（事業）

第2条 図書館（分館を含む。以下同じ。）は、次に掲げる事業を行う。

（1） 図書館の管理に関する次に掲げる事業

- ア 図書館の運営、企画、広報及び宣伝に関すること。
- イ 関係機関との連絡及び協力に関すること。
- ウ 施設及び設備の維持管理に関すること。
- エ 図書館資料の選択、収集及び購入に関すること。
- オ 図書館資料の保管及び整理に関すること。
- カ 佐久市立図書館協議会（以下「協議会」という。）に関すること。
- キ アからカまでに掲げるもののほか、図書館の管理に関し必要と認められること。

（2） 図書館奉仕に関する次に掲げる事業

- ア 地域資料に関すること。
- イ 個人貸出し及び団体貸出しに関すること。
- ウ 読書案内、読書相談及び参考事務に関すること。
- エ 移動図書館の運営に関すること。
- オ 読書会、研究会、講演会、講習会等の開催に関すること。
- カ 図書館の利用に係る統計の作成に関すること。
- キ アからカまでに掲げるもののほか、図書館奉仕に関し必要と認められること。

（開館時間）

第3条 図書館の開館時間は、別表第1のとおりとする。ただし、佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

（休館日）

第4条 図書館の休館日は、別表第2のとおりとする。ただし、教育委員会は、特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

（館内利用）

第5条 図書館資料を図書館内において利用する者（以下「館内利用者」という。）は、所定の場所においてこれを利用しなければならない。

2 教育委員会が特に指定する貴重図書その他の図書館資料は、教育委員会が指定した場所において

利用しなければならない。

- 3 館内利用者が退館するときは、当該利用した図書館資料を所定の場所に返却しなければならない。
(館内利用者の遵守事項)

第6条 館内利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 図書館資料、図書館の施設、備品等を汚損し、又は損傷しないこと。
 - (2) 図書館資料を利用する場所では、音読(所定の場所において音読する場合を除く。)談話、飲食その他他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
 - (3) 所定の場所以外において喫煙しないこと。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上必要な事項について職員の指示に従うこと。
- (利用者カードの交付等)

第7条 図書館資料の個人への貸出し(以下「個人貸出し」という。)を受けようとする者は、利用者カード交付申請書(様式第1号)を教育委員会に提出し、利用者カードの交付を受けなければならない。

- 2 教育委員会は、市内の社会教育団体、学校その他の団体又は機関で、図書館の目的を達成するため適当と認めるものに、図書館資料の貸出しをすることができる。
- 3 前項の規定による図書館資料の貸出し(以下「団体貸出し」という。)を受けようとする団体等の責任者は、利用者カード交付申請書(団体用)(様式第2号)を教育委員会に提出し、利用者カードの交付を受けなければならない。
- 4 利用者カードの有効期間は、交付の日から3年間(個人貸出しに係るものにあつては、これに当該個人の誕生日までの期間を加算した期間)とする。
(利用者カードの紛失等の届出等)

第8条 利用者カードの交付を受けた者又は団体等の責任者(以下「利用者カードの交付を受けた者等」という。)は、利用者カードを紛失し、若しくは損傷したとき、又は前条第1項若しくは第3項に規定する申込書に記載した事項に変更があつたときは、速やかにその旨を教育委員会に届けなければならない。

- 2 前項の規定による届出を受けたときは、教育委員会は、利用者カードの再交付をすることができる。
- 3 利用者カードの交付を受けた者等は、自己の責めに帰すべき事由により利用者カードを紛失し、又は損傷したときは、実費相当額を負担しなければならない。
(利用者カードの返却)

第9条 利用者カードの交付を受けた者等は、館外貸出しを受ける必要がなくなったときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出て、利用者カードを返却しなければならない。
(利用者カードの譲渡等の禁止)

第10条 利用者カードは、他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は不正に使用してはならない。
(館外貸出しの手続)

第11条 館外貸出しを受けるときは、利用者カードを提示しなければならない。
(館外貸出しの制限)

第12条 図書館資料のうち、次に掲げるものは、館外貸出しをしない。

- (1) 汚損又は破損が著しいもの
 - (2) 破損しやすく、保存上特別な注意を必要とするもの
 - (3) 第5条第2項に規定する図書館資料(教育委員会が特に認める場合を除く。)
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が貸し出すことを不適当と認めるもの
- (貸出し冊数及び期間)

第13条 館外貸出しを受けられる図書館資料の冊数は、個人貸出しにあつては1人1回につき10冊以内、団体貸出しにあつては1団体1回につき100冊以内とする。

- 2 館外貸出しの期間は、個人貸出しにあつては貸出日の翌日から14日以内、団体貸出しにあつては貸出日の翌日から1月以内とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要と認めるときは、これらを別に指定することができる。
(返納遅延に対する処置)

- 第14条 教育委員会は、図書館資料の貸出しを受けた者又は団体等が、次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めて貸出しを停止することができる。
- (1) 当該資料を貸出期間内に返却しないとき。
 - (2) 第8条第1項又は第10条の規定に違反したとき。
- (移動図書館及び配本所)
- 第15条 市民の読書活動、地域の実情等に応じ、移動図書館を巡回させ、又は配本所を設けることができる。
- 2 前項の実施内容等については、教育委員会が別に定める。
 - 3 第7条から前条までの規定(団体貸出しに係る規定を除く。)は、第1項の場合について準用する。
- (調査相談等)
- 第16条 教育委員会は、調査、研究等のため必要がある者に対しては、文書、口頭又は電話により、図書館資料の相談及び照会(以下「参考事務」という。)に応ずるものとする。
- 2 参考事務において図書館資料の複写、郵送等を伴うときは、当該利用者は、これらに要する経費の実費相当額を負担しなければならない。
- (図書館資料の複写)
- 第17条 図書館資料を図書館内において複写しようとする者は、図書館資料複写申込書(様式第3号)を教育委員会に提出しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の申込みのあった場合において、当該図書館資料の複写が適当でないとき認めるときは、当該申込みに応じないものとする。
 - 3 図書館資料を複写したときは、当該申込者は、実費相当額を負担しなければならない。
- (図書寄贈の手続)
- 第18条 図書館に資料を寄贈しようとする者は、寄贈申込書(様式第4号)を教育委員会に提出しなければならない。
- 2 教育委員会は、図書館資料として所蔵することが適当と認めるときは、資料の寄贈を受けることができる。
 - 3 寄贈に要する費用は、寄贈をする者(以下「寄贈者」という。)の負担とする。ただし、教育委員会が認める場合は、この限りでない。
- (寄贈者篤志の表示)
- 第19条 寄贈された図書館資料には、寄贈者の氏名及び寄贈年月日を記入し、その篤志を表示する。
- (図書寄託手続)
- 第20条 公衆の閲覧に供するため図書館に図書を寄託しようとする者は、寄託申込書(様式第4号)を教育委員会に提出しなければならない。
- 2 教育委員会は、図書館資料として公衆の閲覧に供することが適当と認めるときは、図書の寄託を受けることができる。
 - 3 寄託に要する費用は、寄託をする者(以下「寄託者」という。)の負担とする。ただし、教育委員会が認める場合は、この限りでない。
- (受贈(受託)証の交付)
- 第21条 教育委員会は、寄贈者又は寄託者に受贈(受託)証(様式第5号)を交付する。
- (受託図書の取扱い)
- 第22条 寄託を受けた図書(以下「受託図書」という。)の取扱いは、図書館資料の取扱いに準ずる。ただし、館外貸出しは、寄託者の承認を得た場合でなければすることができない。
- 2 受託図書は、寄託者の請求があったときは、寄託者に返還する。
 - 3 火災その他避けることのできない理由により受託図書を汚損し、又は滅失したときは、教育委員会は、その責めを負わない。
- (組織)
- 第23条 佐久市立中央図書館(以下「中央図書館」という。)に図書館法(昭和25年法律第118号)第13条の規定による館長を置き、佐久市立臼田図書館、佐久市立浅科図書館及び佐久市立望月図書館(以下「地域図書館」という。)の館長を兼ねる。
- 2 中央図書館に事務長を置き、中央図書館及び地域図書館にそれぞれ必要な職を置く。

3 前項に規定する職は、事務職員又はその他の職員をもって充てる。

(係の設置)

第24条 中央図書館に図書館係を置く。

(館長等の職務)

第25条 館長は、上司の命を受けて図書館業務を総理し、所属職員を指揮監督して、図書館奉仕の機能の達成に努める。

2 事務長は、上司の命を受けて図書館業務を掌理し、所属職員を監督する。

3 その他の職員は、上司の命を受けて分掌事務をつかさどり、職務に従事する。

(専決)

第26条 事務長の専決事項は、佐久市教育員会事務局処務規程（平成17年佐久市教育委員会訓令第2号）第4条の規定を準用する。この場合において、同条及び別表第2中「課長」とあるのは、「事務長」と読み替えるものとする。

2 中央図書館の所管に属する部長以上の職にある者の専決事項に係る決裁については、生涯学習課長に合議しなければならない。

(協議会)

第27条 条例第5条第1項に規定する協議会（以下「協議会」という。）に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第28条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議の招集は、会議開催の日時、場所及び会議に付すべき事項をあらかじめ通知して行う。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議録)

第29条 会議を開催したときは、会議録を作成しなければならない。

2 会議録には、次の事項を記載する。

(1) 会議の日時、場所並びに開会及び閉会の時刻

(2) 議長及び書記の氏名

(3) 出席委員の氏名

(4) 出席した関係職員の氏名

(5) 会議に付された事項の題目

(6) 会議の経過

(7) 表決事項及びその経過

(庶務)

第30条 協議会の庶務は、中央図書館において処理する。

(補則)

第31条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の佐久市立図書館管理運営規則（昭和54年佐久市教育委員会規則第2号）、臼田町立図書館管理運営規則（平成3年臼田町教育委員会規則第3号）、浅科村立図書館管理規則（平成4年浅科村教育委員会規則第4号）又は望月町ふる里ふれあい図書館管理規則（平成7年望月町教育委員会規則第4号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年9月28日教委規則第4号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年2月26日教委規則第1号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月12日教委規則第11号）

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成25年11月25日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月24日教委規則第5号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月20日教委規則第5号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

| 区分 | 開館時間 |
|------------|--|
| 佐久市立中央図書館 | 1 休館日を除く平日 午前9時30分から午後6時30分まで 2 休館日を除く土曜日、日曜日及び祝日 午前9時30分から午後6時まで |
| 佐久市立臼田図書館 | 午前9時30分から午後6時まで |
| 佐久市立浅科図書館 | 午前9時30分から午後6時まで |
| 佐久市立望月図書館 | 午前9時30分から午後6時まで |
| サングリモ中込図書館 | 午前10時から午後6時まで |

別表第2（第4条関係）

| 区分 | 休館日 |
|--|--|
| 佐久市立中央図書館 佐久市立臼田図書館 佐久市立浅科図書館 佐久市立望月図書館 サングリモ中込図書館 | (1) 月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日以降の日のうち、休日に当たらない最初の日） (2) 毎月最終の火曜日（この日が休日に当たる場合は、その翌日以降の日のうち、休日に当たらない最初の日） (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日 (4) 特別整理期間（5月又は6月のうち、おおむね10日間） |

資料 6

佐久市立中央図書館建替再整備検討委員会設置要領

(設置)

第1条 佐久市立中央図書館建替再整備に関し、様々な分野の専門家から意見を聴取するため、佐久市立中央図書館建替再整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、佐久市立中央図書館の建替再整備に係る基本構想及び基本計画に関し、必要な事項を検討する。

(組織)

第3条 委員会は、7名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 図書館等の建設及び運営に関し識見を有する者
- (2) 学識経験者
- (3) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、基本計画策定の日までとする。ただし、委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意

見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会社会教育部中央図書館において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和4年11月17日から施行する。
